

V. 日本電気泳動学会国際交流奨励賞（橋本賞）規程

1. 会則第3条に基づく事業として、日本電気泳動学会国際交流奨励賞（以下「国際交流奨励賞（橋本賞）」という）を設け必要な事項をこの規程で定める。
2. 本会は、平成11年に開催された国際電気泳動学会（ICES'99）の組織委員会およびICES'99会長より寄贈された日本電気泳動学会国際交流奨励賞（700万円）を、特別会計として管理し、「国際交流奨励賞（橋本賞）」の事業を行う。
3. 本賞は、学会総会の演題の中から選考し、国外における学会での発表を奨励することを目的とする。ただし、受賞対象者は原則として45歳未満とする。
4. 賞は賞状ならびに副賞からなる。
 - 2) 副賞（1件10万円）は日本電気泳動学会国際交流奨励賞（橋本賞）基金を以てあてる。
5. 授賞は原則として毎年2件以内とする。
6. 受賞者の選考は「国際交流奨励賞（橋本賞）」選考委員会（以下「委員会」という）が行う。
 - 2) 「委員会」は評議員会の議を経て会長が委嘱した若干名の委員によって構成する。
 - 3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4) 「委員会」に委員の互選により選出された委員長を置く。
 - 5) 委員長は「委員会」の運営を統括し、選考経過を学会総会で報告する。
7. 受賞候補者を推薦しようとする者は評議員とし、毎年、委員会指定の期日までに、候補者指名、所属、対象演題、推薦理由書（400字以内）、候補者の略歴、研究業績を電子媒体として本会事務局に提出しなければならない。
8. 受賞者は受賞後1年以内に第3条の発表を終え、その成果を「委員会」に報告する。
9. この規程に定めること以外については「委員会」が協議して決定する。
10. 本規程は平成13年6月8日より施行される。